

平成16事業年度

事業報告書

独立行政法人肥飼料検査所

平成16事業年度事業報告書目次

業務の目的及び内容	1
1 業務の目的	
2 業務の内容	
主たる事務所及び従たる事務所の所在地	1
資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減	2
役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	3
常勤職員数及びその増減	3
法人の沿革	3
根拠法(設立根拠法)	4
主務大臣	4
年度計画に定めた項目ごとの実績(別添)	4
法人の組織図	4

業務の目的及び内容

1 業務の目的

肥飼料検査所は、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壌改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- (2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- (3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。
- (4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。
- (5) (1)～(4)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項又は第33条の3第2項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (8) 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査を行うこと。
- (9) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。

主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- (1) 主たる事務所の住所
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
(岩槻ほ場：埼玉県岩槻市大字浮谷字寺家2082番1、2085番1)
(注)平成17年4月1日以降 さいたま市岩槻区
- (2) 従たる事務所の住所
札幌事務所
北海道札幌市中央区大通西10丁目4番1 札幌第二合同庁舎
仙台事務所
宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第三合同庁舎
名古屋事務所
愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第二号館
大阪事務所
大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第二号館別館
(堺ほ場：大阪府堺市田出井町698の53)
福岡事務所
福岡県福岡市東区千早3丁目11番15号

資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	政府出資金	1,671,210,900		1,671,210,900		
	計	1,671,210,900		1,671,210,900		
資本剰 余金	施設整備費 補助金	82,993,833	22,898,707	105,892,540		
	運 営 費 交 付 金	1,606,440	9,340	1,615,780		
	施設整備資 金貸付金償 還時補助金	0	581,093,741	581,093,741		
	無 償 譲 与	3,486,000		3,486,000	電話加入権 無償譲与	
	出 資 財 産 除売却差額	72,179,000	891,000	73,070,000	出資財産 除去差額	
	計	15,907,273	603,110,788	619,018,061		
	損益外減価 償却累計額	250,688,737	95,281,961	801,900	345,168,798	
	差引計	234,781,464	507,828,827	801,900	273,849,263	

役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

【定数：理事長 1、理事 1、監事 2】

〔常勤役員〕

(平成17年3月31日現在)

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
理事長	松原 謙一	15. 7. 1	17. 3. 31	
理事	今井 伸治	15. 7. 1	17. 3. 31	

〔非常勤役員〕

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
監事 (非常勤)	阿部 亮	15. 4. 1	17. 3. 31	
	小林 公英	15. 4. 1	17. 3. 31	

常勤職員数及びその増減

定数：149人

16年度当初（平成16年4月 1日）：148人

16年度末（平成17年3月31日）：148人

法人の沿革

平成13年4月1日、中央省庁等改革に伴い、農林水産省肥飼料検査所は、国民生活及び社会経済の安定等の見地から確実に実施されることが必要な事務として肥飼料の検査業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、国の組織から特定独立行政法人に組織変更されるとともに、埼玉県さいたま市の本部と札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡の5事務所へ改組された。

根拠法（設立根拠法）

独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）

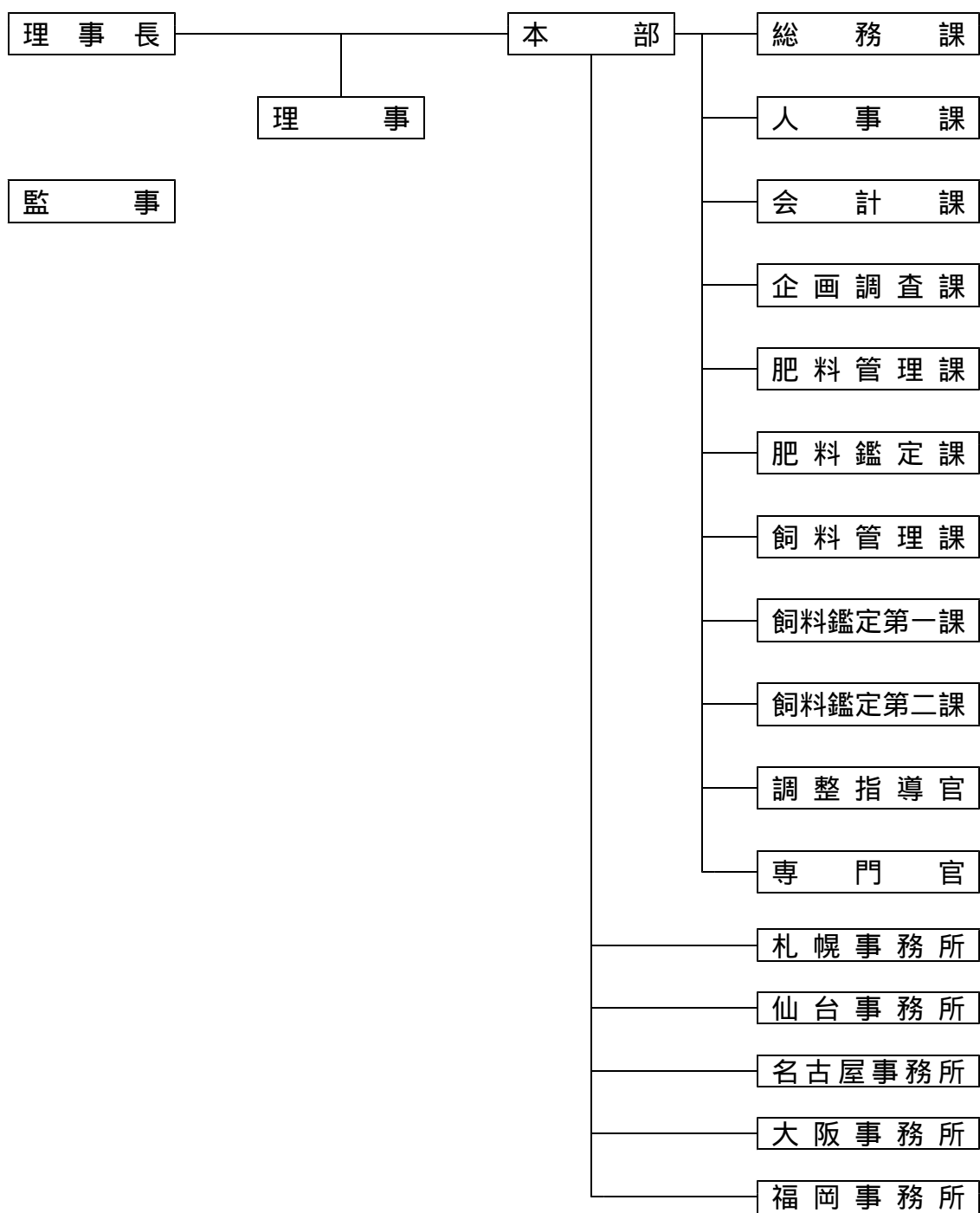
独立行政法人肥飼料検査所法（平成 1 1 年法律第 1 8 6 号）

主務大臣

農林水産大臣

年度計画に定めた項目ごとの実績（別添）

法人の組織図



独立行政法人肥飼料検査所平成16年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。 ア 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。 イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。 ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法(蛍光X線分析の導入)を実用化し、分析業務の効率化を図る。</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進する。 ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q&Aを更新し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。 イ 作成した原材料及び生産工程のデータベースに基づき、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図るとともにデータベースの作成を引き続き行う。 ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進した。 ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル、登録Q&A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。 作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。 (ア)「登録の手引き」 (イ)「生産工程の概要の書き方」 (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」 (エ)「表示の手引き」 (オ)「登録Q&A」 イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を平成14年度から開始し、平成16年度は65件のデータベース化を行った。 ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のニッケル及びひ素の分析手法を導入した。 肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数は243.1件と73.3%増加(表1参照)し、職員1人当たりの調査件数の向上により対応した。 また、鉍さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムのスク</p>

するスクリーニング手法を検討する。

リーニング手法を開発した。

表1 肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数{(A)-(B)}/(B)×100=73.3%

	平成16年度	過去5カ年間 (平成7～11年)の平均
調査総件数	1,702	982.4
担当職員数	7	7
職員1人当たり調査件数	243.1(A)	140.3(B)

(2) 収去品の検査
未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後は、肥料の品質保全登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査の対象とする肥料の分析成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。

(2) 収去品の検査
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約15%削減する。

イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。

(2) 収去品の検査
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約15%削減する。

イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するス

(2) 収去品の検査
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数の削減を図り、計画的な立入検査分析成分点数を10.2%削減した。
なお、平成16年度は異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査を合わせて実施した結果、これを加えると0.8%増加(表2参照)した。緊急立入検査についてはカドミウム汚染された従来肥料の流通を排除させるための処置であり、効率化の対象にはカウントしない。
また、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。これにより、汚泥肥料等の収去点数は118.0%と大きく増加(表3参照)し、安全性確保の充実が図れた。
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図り、計画的な立入検査収去点数を16.8%削減した。
なお、平成16年度は異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査を合わせて実施した結果、これを加えると収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)は現行より14.1%削減(表4参照)となった。緊急立入検査についてはカドミウム汚染された従来肥料の流通を排除させるための処置であり、効率化の対象にはカウントしない。
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。平成16年度においては、基本的に、毎月その月のうちの1週間に極力集中して立入検査を実施し、当該月の収去品について一括して分析・鑑定を行った。
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料について平成14年度にクロム及び鉛、平成15年度に銅及び亜鉛を導入したことに加え平成16年度はニッケル及びビ素の

クリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

分析手法を導入した。また、鉍さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムのスクリーニング手法を開発した。

表2 従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数

平成16年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	{(A)-(B)}/(B)×100(%)
7,799 [8,747]	8,681	10.2 [0.8]

[]内は、緊急立入検査を含む値

表3 汚泥肥料等の収去点数

平成16年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	{(A)-(B)}/(B)×100(%)
194	89	118.0

表4 収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除いたもの)

平成16年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	{(A)-(B)}/(B)×100(%)
928 [959]	1,116	16.8 [14.1]

[]内は、緊急立入検査を含む値

(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去
 ア 未利用資源の肥料化の進展や食の安全・安心に対する関心の高まり等を背景として、平成11年及び平成15年に肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することが見込まれる。このような中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、(ア)平成11年の肥料取締法の改正以前か

(3) 立入検査等
 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。
 ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質

(3) 立入検査等
 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。
 ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質

(3) 立入検査等
 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の計画的な立入検査件数及び収去点数をそれぞれ16.1%、16.8%削減(表5参照)した。
 なお、平成16年度は異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査を合わせて実施した結果、これを加えるとそれぞれ13.2%、14.1%削減となった。緊急立入検査についてはカドミウム汚染された従来肥料の流通を排除させるための処置であり、効率化の対象にはカウントしない。
 一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。
 これにより、汚泥肥料等の立入検査数は167.0%と大きく増加(表6参照)し、安全性確保の充実が図れた。
 ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減した(表5参照)。
 なお、平成16年度は異物混入肥料の輸入、無登録肥料の

ら立入検査業務の対象となつている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対し立入検査業務の重点化を図ることによつて、立入検査件数を約15%削減するとともに、

(イ) 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数の増加を図るほか、

(ウ) 特定普通肥料の施用者に対する立入検査を行うこととする。

また、これらとともに、中期目標の期間中に全事業者に対して立入検査を実施する。さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を図る。

イ 効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、中期目標の期間中の収去点数(汚泥肥料生産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。)を約15%削減し、未利用資源を原料とする汚泥肥料等の収去点数を増加させる。

管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 特定普通肥料の施用者に対する立入検査については、肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、帳簿書類等の検査を行うこととする。

エ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 特定普通肥料の施用者に対する立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、帳簿書類等の検査を行うこととする。

エ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

生産が発生したことにより農林水産大臣の指示に従いこれらの緊急立入検査を合わせて実施した。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図った(表6参照)。

ウ 特定普通肥料についての立入検査指示はなかった。

エ 品質管理の不十分な種類の肥料(収去点数も考慮した上で平成15年度において品質管理が不十分の割合の高かった汚泥肥料)に重点化を図った。

表5 従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数

	平成16年度 (A)	平成12年度 (B)	{(A)-(B)}/(B) × 100 (%)
立入検査件数(件)	434[449]	517	16.1[13.2]
収去点数 (点)	928[959]	1,116	16.8[14.1]

[]内は、緊急立入検査を含む値

表6 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	平成16年度 (A)	平成12年度 (B)	{(A)-(B)}/(B) × 100 (%)
立入検査件数(件)	243	91	167.0
収去点数 (点)	194	89	118.0

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させる。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図った。
試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進し、結果として労働時間当たりの試験点数は、2.348点/日(対前年比0.92%、対平成12年度比4.74%)増加(表7参照)した。

ア 同時定量法が開発されている残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析するとともに、新たに高速液体クロマトグラフ質量装置(LC-MS)及びガスクロマトグラフ(GC)を用いたトリコセン系及び毒3成分の同時定量法並びに高速液体クロマトグラフ(HPLC)によるオクラトキシンA及びシトリニンの同時定量法を採用した。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良を行った。
具体的な対応は、次のとおりである。
(ア) 高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC-MS)を用いたフモニシンB1、B2及びB3の同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。
(イ) 飼料中のテブコナゾール及びフェナリモルの同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。

ウ 立入検査を特定の週に実施し、試験実施期間を立入検査の翌週に集約化した。

表7 試験に従事する労働時間当たりの試験点数

年 度	12	13	14	15	16
試験に従事する労働時間(日)	4,477	4,468	4,365	5,068	5,337
試験点数(点)	10,038	10,331	10,118	11,794	12,534
労働時間当たり	2.242	2.312	2.318	2.327	2.348

試験点数(点/日)	(A)		(A')	(B)
-----------	-----	--	------	-----

対前年比 : $\{(B)-(A')\}/(A') \times 100=0.915\%$
対平成12年度比 : $\{(B)-(A)\}/(A) \times 100=4.742\%$

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条の規定に基づく立入検査については、基準・規格等の適合状況、飼料製造業者等届、飼料製造管理者届等の情報のデータベース化を行い、立入検査に係る事務の迅速・効率化を図るとともに、当該データベースを有効に活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等の把握に努めることにより、飼料の安全性の確保のための国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るための肉骨粉等の検査及び我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査の充実を図る等適切な対応をとる。

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行うことにより、製造業者等の製造等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握し、もって効率的な立入検査等の実施体制を整備を行い、飼料の安全性の確保に係る重要な収去及びモニタリング検査の実施に努める。具体的には、製造実態等の把握が可能な国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るための肉骨粉等の検査及び事前に製造品質管理状況の把握が困難でありかつ我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果及び飼料製造業者届等のデータベースに平成16年度のデータを追加入力する。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実する。

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成16年度の立入検査結果及び収去品の試験結果3,126件並びに平成16年12月未までの飼料製造業者等届951件及び飼料製造管理者届271件の計4,348件のデータベース化を行った。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実した。

の検査を充実することを基本とし、各事業年度ごとに年度計画で具体化を図り実施する。

3 土壤改良資材関係業務
(1) 集取品の検査
集取品の検査に関しては、集中的な検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務
(1) 集取品の検査
集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務
(1) 集取品の検査
集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務
(1) 集取品の検査
集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を10.5%削減(表8参照)した。

表8 集取品1点当たりに要する試験時間

平成16年度(時間) (A)	平成12年度(時間) (B)	{(A)-(B)}/(B)×100(%)
9.44	10.55	10.52

(2) 地力増進法の規定による立入検査
地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施することとする。

(2) 立入検査等
過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施するため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壤改良資材の重点化を図る。

(2) 立入検査等
過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施する。また、作成した立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壤改良資材の重点化を図るとともに、データベースの作成を引き続き行う。

(2) 立入検査等
過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図った。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施した(表9参照)。これらを円滑に実施するため、立入検査結果及び品質管理状況についてのデータベース化を平成14年度から開始し、平成16年度は32件のデータベース化を行った。

表9 土壤改良資材立入検査実績

立入検査件数 (件)	うち過去に問題のあった 事業場	
	うち立入検査未実施 事業場	
32	18	14

4 業務運営の効率化による経費の抑制
業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費

4 業務運営の効率化及び財務運営の改善
業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費

4 業務運営の効率化及び財務運営の改善
16年度決算における人件費及び新規事業費を除く運営費交付金で行う事業に要した経費は459百万円であり、対前年度決算比で3.7%の経費の削減を図った。

<p>を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>		<p>16年度決算額(15年度決算額) 運営費交付金支出決算額 1,698(1,788)百万円 うち人件費及び新規事業費 1,238(1,311)百万円 うちその他の事業費(= -) 459(477)百万円 対前年度決算比 459百万円/477百万円 96.252%</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。このような中で、申請者の利便等に供するため、迅速な登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。 a 新規登録申請 30日 b 登録更新申請 15日 c 登録証の書替交付等の申請 30日</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるように、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。 b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるように、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q&Aを更新し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。 b 作成した原材料及び生産工程のデータベースに基づき、肥効及び主成分・有害</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるように、次に掲げる事項を推進した。 a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、作成した登録申請マニュアル、登録Q&A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。 (ア)「登録の手引き」 (イ)「生産工程の概要の書き方」 (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」 (エ)「表示の手引き」 (オ)「登録Q&A」 b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を平成14年度から開始し、平成16年度は65件のデータベース化</p>

害成分に関する公定規格との適合性に関する、登録調査業務の迅速化を図る。

c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。

成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図るとともに、データベースの作成を引き続き行う。

c 分析業務の迅速化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

を行った。

c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料について平成14年度にクロム及び鉛、平成15年度に銅及び亜鉛を導入したことに加え平成16年度にニッケル及びひ素の分析手法を導入した。
これにより、肥料の登録等の申請に係る調査について、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了した(表10参照)。
また、鉱さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムのスクリーニング手法を開発した。

表10 肥料登録申請の調査結果の現行調査期間内の報告状況

	処理総件数	期間内処理件数	期間を超えた件数
新規登録申請	1,702	1,702	0
登録更新申請	3,000	3,000	0
登録証の書替交付等の申請	1,377	1,377	0

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都度、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を、要請に基づき迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果の評価を行う。

(イ) 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等のデータベース化を行い、これについて、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供した。

(ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、調査票を渡し、平成16年4月から17年3月の間、121名の方から回答があった。
その結果、職員の対応等については問題がなかったが、「登録受付場所がわかりづらい」という意見があったため、案内掲示板に登録受付場所の掲示と事務机にプレートを設置することにより改善した。

イ 肥料公定規格の設定等に関する調査

イ 肥料公定規格の設定等に関する調査

イ 肥料公定規格の設定等に関する調査

イ 肥料公定規格の設定等に関する調査

(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。

(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望（アンケート調査の結果を含む。）や科学的知見の集積等を踏まえ、人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性や肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に5件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。

(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。

(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望（アンケート調査を含む。）や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性や人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に5件の調査結果を取りまとめる。
このため、次に掲げる事項を推進する。

a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。

b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試験設計及び試験結果

(ア) 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、平成16年度に開始した仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、平成17年度までに農林水産大臣に報告できるようにする。

(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進する。

a 肥料中のダイオキシン類含有量調査

b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査

c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査

d 魚かす粉末中等の有害物質の含有実態調査

e 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケート調査を実施する。

f ホームページ上に、公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。

g 調査を効率的に実施するため、平成16年度末に、学識経験者で構成する肥

(ア) 仮登録肥料に係る申請はなかった。

(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～eの調査を実施するとともに、f～gに掲げる事項を推進した。

a 肥料中のダイオキシン類含有量調査
鉦さいけい酸質肥料13点、焼成汚泥肥料10点の計23点中のダイオキシン類の含有量を調査した。

b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査
過去3年間の調査結果の取りまとめ及び解析を実施した。

c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査
過去3年間の調査結果の取りまとめ及び解析を実施した。

d 魚かす粉末中等の有害物質の含有実態調査
甲殻類質肥料25点について、有害重金属の含有実態を調査した。

e 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケートを実施した。

f ホームページ上に、一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するページを設置している。

g 調査を効率的に実施するため、平成17年3月23日に、5名の学識経験者等で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成16年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成17年度の調査研究計画を検討した。

	<p>の評価を実施する。</p> <p>* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。</p>	<p>料等技術検討会を開催し、平成16年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成17年度の調査研究計画を検討する。</p>	
<p>ウ 収去品の検査 (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>ウ 収去品の検査 (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>ウ 収去品の検査 (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、平成15年度に実施した試験結果を公表するとともに、平成16年度に実施した試験結果については、平成17年度までにその結果を公表できるようにする。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果のデータベースの作成と引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>ウ 収去品の検査 (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を16件実施した。また、平成15年度の結果について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p> <p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を行い、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。</p>
<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて肥料等の分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 分析、鑑定等の依頼実績はなかった。</p>

<p>に処理する。</p>	<p>め、その期間内に適切に処理する。 (ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日 (イ)ダイオキシン類分析 60営業日 (ウ)栽培試験 90営業日 (水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>め、その期間内に適切に処理する。 (ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日 (イ)ダイオキシン分析 60営業日 (ウ)栽培試験 90営業日 (水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	
<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するもののうちから、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。 (ア)肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野 (イ)肥料の安全性の確保等に資する分野 (ウ)肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するもののうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる課題を実施する。 (ア)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による鉍さいけい酸質肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」 (イ)「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」</p>	<p>オ 調査研究 調査研究については、以下に掲げる課題を実施した。 (ア)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による鉍さいけい酸質肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」 有害重金属2成分(ニッケル及びクロム)の迅速分析法を開発した。 (イ)「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」 花粉管及び根の伸長を用いた水溶性有害成分に係る植害試験の迅速化法について検討した。</p>
<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 肥料用肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止のため、肥料用の肉骨粉等の製造業者の要請に基づき72ヵ所に対して製造基準適合確認検査を実施した。適合すると認められた業者について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p>

<p>製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として作成した化成肥料2試料を適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 標準肥料として平成14年度及び平成16年度に作成した化成肥料2試料について、要望に応じて申請受理後7営業日以内に42点(平成14年度作成9点、平成16年度作成33点)配布した。</p>
<p>イ 研修及び指導等 (ア)肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における品質管理技術の向上等を図るため、これらを対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。 (イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア)肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。 (イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア)肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年間20回以上実施(法令関係12回及び検査技術関係8回を最低実施)する。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討するとともに、必要に応じた改善を図る。 (イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア)肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を29回実施(法令関係16回及び検査技術関係13回を実施)した。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。 (イ)都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議へ講師を延べ7名派遣した。</p>

<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保 全、海外の品質管理技 術の向上、国内外の肥 料の検査及び規格基準 の整合等を図るため、 要請に応じ海外からの 研修生の受入れ、海外 への職員の派遣等を行 う。</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保 全、海外の品質管理技 術の向上、国内外の肥 料の検査及び規格基準 の整合等を図るため、 JICA等の要請に応 じ、海外からの研修生 の受入れ、海外への職 員の派遣等を行う。ま た、職員の語学力の向 上を図るため、必要に 応じJICAの主催す る研修等に職員を派遣 する。</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保 全、海外の品質管理技 術の向上、国内外の肥 料の検査及び規格基準 の整合等を図るため、 JICA等の要請に応 じ、海外からの研修生 の受入れ、海外への職 員の派遣等を行う。ま た、職員の語学力の向 上を図るため、必要に 応じJICAの主催す る研修等に職員を派遣 する。</p>	<p>ウ 国際協力 韓国及び中国の肥料行政部局職員8名(それぞれ2名、6 名)に対し我国の肥料取締概要について解説した。</p>
<p>エ 肥料に関する情報提 供等 消費者をはじめとす る国民の食の安全・安 心に対する関心の高ま りに対応し、肥料の安 全性に関する情報を積 極的に提供するととも に、消費者、肥料の生 産業者等からの問い合 わせに対応する。</p>	<p>エ 肥料に関する情報提 供等 消費者をはじめとす る国民の食の安全・安 心に対する関心の高ま りに対応し、以下のよ うな具体的措置を講ず る。 (ア) ホームページの掲 載内容等の充実を図 ることにより、肥料 の安全性や施用方法 に関する情報を積極 的に提供する。 (イ) 消費者、肥料の生 産業者等からの問い 合わせに適切に対応 する。</p>	<p>エ 肥料に関する情報提 供等 消費者をはじめとす る国民の食の安全・安 心に対する関心の高ま りに対応し、以下のよ うな具体的措置を講ず る。 (ア) ホームページの掲 載内容等の充実を図 ることにより、肥料 の安全性や施用方法 に関する情報を積極 的に提供する。 (イ) 消費者、肥料の生 産業者等からの問い 合わせに適切に対応 する。</p>	<p>エ 肥料に関する情報提供等 平成15年度、ホームページに設置した「肥料の安全性に 係る情報提供」項目の内容を充実させた。 また、肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会 ・相談件数は9,723件あり、いずれについても適切な対 応を行った。</p>
<p>(3) 肥料取締法の規定に よる立入検査、質問及 び収去 肥料取締法(昭和2 5年法律第127号) 第30条の2の規定に よる立入検査等を行う に当たっては、農林水 産大臣の指示に従い適 正に実施する。また、 立入検査等の結果につ いては、肥料の分析・ 鑑定を精度を確保しつ</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定に よる立入検査、質問及 び収去 肥料取締法の規定に よる立入検査等の実施 に当たっては、農林水 産大臣の指示に従い適 正に実施する。 また、立入検査等の 結果について、肥料の 分析・鑑定の精度の確 保を図りつつ、農林水 産大臣へ40営業日以</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定に よる立入検査、質問及 び収去 肥料取締法の規定に よる立入検査等の実施 に当たっては、農林水 産大臣の指示に従い適 正に実施する。 また、立入検査等の 結果について、肥料の 分析・鑑定の精度の確 保を図りつつ、農林水 産大臣へ40営業日以</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 ・肥料取締法の規定による立入検査等は、692件実施すると ともに農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 特に、異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生した ことにより緊急立入検査を合わせて実施した。異物混入肥料 の輸入に関する緊急立入検査の結果、重金属が過剰に混入し ていることが判明し、カドミウム汚染された肥料の流通を未 然に防止した。 なお、新たに、農林水産大臣の指示により、牛の部位を原 料とする肥料の製造工程について、牛のせき柱等が含まれて いない製造工程で生産されていることについて製造基準との 適合性について確認検査を47件実施した。</p>

つ、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告する。

内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進により、検査の迅速化等を図る。

内に報告できるよう、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進を図る。

- ・立入検査を極力当該月の一週間以内実施し、収去品1カ月分を一括して分析することにより、分析機器の効率的利用の推進を図った。
- ・蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のニッケル及びヒ素の分析手法を導入した。また、鉱さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムのスクリーニング手法を確立した。
- ・全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ40営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表11のとおりである。

表11 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数
(単位：営業日)

16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月
37	37	36	39	37	39
16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月
37	39	39	39	39	36

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査

ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査

飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。

(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を、中期目標の期間中に75品目程度実施する。また、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、調査

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査

ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、77品目について、中期計画期間中に基準・規格等に関する最新の文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査

ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、16品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査

ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうちビタミンの16品目(アセトメナフトン、イノシトール、シアノコバラミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD油、ビタミンE粉末、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、ナトリウムメナジオン亜硫酸水素ナトリウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル)について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。

<p>結果を踏まえ基準・規格改正に必要な資料を作成する。</p> <p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>を行う。同調査結果について事業年度ごとに取りまとめる。</p> <p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>査を行い、調査結果を取りまとめる。</p> <p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物G L P 査察を実施する。</p>	<p>(イ) 該当はなかった。</p>
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を実施し、基準・規格等の適合状況等を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等について、計画的に有害物質等による汚染状況のモニタリング検査を行い、その結果を中期計画に定める期間ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9,150点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごとに取りまとめ、また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等のモニタリング検査については、検査計画を策定し、当該検査計画に基づいて検査を行い、有害物質等による汚染状況の把握に努め、その結果を四半期ごとに取りまとめて公表する。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,000点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>c 飼料中の病原微生物</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間少なくとも9,150点実施し、検査結果を取りまとめ、ホームページ等で公表する。</p> <p>また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等について、計画的に有害物質等による汚染状況のモニタリング検査を行い、その結果を四半期ごとに取りまとめ、ホームページ等で公表する。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,000点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>c 飼料中の病原微生物</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間12,534点実施し、その結果を取りまとめた。また、検査結果は、ホームページ等で公表した。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,070点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 11,119点</p> <p>c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として</p>

物の基準・規格適合
検査として
300点

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を行う。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめる。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査について、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、また、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方法、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、中期目標期間中に取りまとめる。

物の基準・規格適合
検査として
300点

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施し、その結果を取りまとめる。

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。その結果を取りまとめ、全国的な耐性菌発現状況を公表する。
また、遺伝子解析を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査し、その結果を取りまとめる。

345点

(イ) 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として動物質性飼料177検体及び牛用配合飼料等216検体の計393検体について、延べ1,948点の分析・鑑定を実施し、その結果を取りまとめた。

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、106株の菌について調査を実施し、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報(農林水産省消費・安全局衛生管理課発行)に掲載予定である。

(工) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等の整備を行い、検査体制を整備するとともに、組換え体飼料のモニタリング検査を実施し、組換え体利用飼料等の流通状況等を事業年度ごとに取りまとめる。

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、収去品の検査結果、飼料製造業者等届及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。

(工) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等の整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施する。当該組換え体利用飼料等の流通状況等を、事業年度ごとに取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、飼料中の組換え体の定量試験法の開発、組換え体の定量試験による調査を実施し、これらの結果を中期目標期間中に取りまとめる。

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者

(工) 組換え体利用飼料等のモニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施し、結果を取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討を行う。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査及び飼料製造管理者による管理状況の検査を含め、平成元年以降に国が実施した検査結果及び飼料製造業者等届等のデータベースに平成16年度のデータを追加入力する。

(工) については、平成15年度までに、全ての事務所に対してPCR試験設備を整備するとともに、PCR検査技術の移転を終了した。については、組換え体飼料のモニタリング検査を、137点実施し、結果を取りまとめた。については、MON830系統の検査方法の開発検討を行った。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を430件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の検査を271件実施した。また、平成16年度の立入検査結果及び収去品の試験結果3,126件のデータベース化を行うとともに、平成16年12月末までの飼料製造業者等届951件及び飼料製造管理者届271件のデータベース化を行った。

	及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。		
ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合には、被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携し、必要に応じて迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜事故の原因究明のため、給与した輸入乾牧草等の分析を実施した（8件、12サンプル）。 ・動物由来たん白質の混入が疑われる牛用飼料中の肉骨粉の鑑定を実施した（1件、7サンプル）。 ・輸入乾牧草が農薬に汚染していることが疑われたことから、農薬の分析を実施した。（1件、1サンプル） ・輸入乾牧草に獣毛様の異物が混入していたことから、当該異物の動物種の判別に係る試験を実施した（2件、3サンプル）
エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 （ア）化学分析（（ウ）を除く。） 30営業日 （イ）生物分析 30営業日 （ウ）ダイオキシン類分析 60営業日	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 （ア）化学分析（（ウ）を除く。） 30営業日 （イ）生物分析 30営業日 （ウ）ダイオキシン分析 60営業日	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 （ア）化学分析（（ウ）を除く。） 30営業日 （イ）生物分析 30営業日 （ウ）ダイオキシン分析 60営業日
オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上	オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上	オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上	オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に約10件実施し、必要に応じて開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、また、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に栄養成分等約10件実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上については、以下の項目について分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめる。
開発：酸性デタージェント繊維（ADF）、フモニシン（LC-MS法）及びニトロフェン
改良：カドミウム

(イ) 分析法について、粗たんぱく質及び水分について国際基準との比較検討を実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上を目的として、粗たんぱく質、酸性デタージェント繊維（ADF）、カドミウム、デオキシニバレノール、ニバレノール、フモニシンB1、B2、B3、オクラトキシンA、テブコナゾール、フェナリモル、ニトロフェン、ベンタゾン、クロルテトラサイクリン、動物性油脂中のたんぱく質、の合計15成分（11件）の分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめた。

(イ) 粗たんぱく質及び水分について我が国の公定法（飼料分析基準）と国際基準（ISO）に差があるかどうかを確認するため比較検討を行った。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等に資するため、PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出法及びELISAによる飼料中の動物由来たんぱく質の検出法を確立した。本検出法は、検査機関等において幅広く使用されることとなり、平成16年度には、国内20試験室において、分析法の精度確認のため共同分析を行った。
なお、PCRによる飼料中の牛・豚由来の肉骨粉の高感度検出のための分析法の特許出願に続いて、平成16年度に魚介類及び鶏由来のたんぱく質検出のための分析法、並びにELISAによる動物由来たんぱく質の検出法についても特許出願した。

カ 標準品等の配布
成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。
また、配布申請者に対して業務についての

カ 標準品等の配布
成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。

カ 標準品等の配布
必要に応じて常用標準品の指定を行うとともに、常用標準品及び合成DNAの配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。
また、配布申請者に

カ 標準品等の配布
常用標準品は475本について、申請を受理した日から10営業日以内に全て配布した。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施した。合成DNA（プライマー）については142本配布した。
なお、合成DNA（プライマー）については、平成16年11月から配布事務を民間業者に委託し、業務を簡素化した。

<p>アンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	
<p>キ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>キ 調査研究 飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する諸課題の調査研究を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>キ 調査研究 以下の課題の調査研究を実施し、調査結果を取りまとめる。なお（カ）については調査結果を公表する。 （ア）飼料中の動物由来たん白検出法の検討 （イ）飼料中の動物由来DNA検出法の検討 （ウ）サルモネラの試験法の開発 （エ）食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査 （オ）厚労省のポジティブリスト化が想定される農薬等の分析法調査 （カ）輸入飼料への無登録農薬等の混入実態調査</p>	<p>キ 調査研究 （ア）E L I S Aによる飼料中の動物由来たん白質の検出法として、新たに鶏由来たん白質検出キットについて感度、適用範囲等の検討を行い、同キットの実用化を図った。 また、新たに市販される予定のラテラルフロー法による牛由来たん白質検出キットについて、感度や適用範囲等の評価の実施に着手した。 （イ）P C Rによる飼料中の肉骨粉等の高精度検出及び動物種の識別方法として、新たに微量の魚粉の検出が可能な魚類検出プライマーを開発し、また家きんに特異性の高い鶏検出プライマーを開発した。さらに、乳製品を含む飼料中の肉骨粉等の検出が可能なP C R法を実用化した。 （ウ）P C Rによる飼料中のサルモネラ属菌のスクリーニング検査法について検討を行い、これまでの調査結果をとりまとめた。さらに、監視伝染病に関連したサルモネラ6血清型を迅速に検出する手法について、現在検討中である。 （エ）食品循環資源を飼料化している事業場に対して、B S Eに関する新たな飼料規制の周知状況等に係るアンケート調査を実施した。 （オ）厚労省のポジティブリスト化が想定される農薬等の分析法を調査するため、「飼料の有害物質等残留基準設定等における有害物質等の分析法開発事業（農林水産省事業）」の委員会に出席し、200種類以上の農薬の一斉分析法の検討を行うとともに、日本国内に輸入されている飼料原料に残留の恐れがある100種類以上の農薬の諸外国における使用状況等を調査した。 （カ）輸入飼料への無登録農薬等の混入実態を調査するため、輸入穀類、乾牧草等を対象として無登録農薬等17種類について計885点分析し、混入実態を調査した。</p>
<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p>

とを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。

(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

ア 検定及び表示
特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。
また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営

とを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。

(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

ア 検定及び表示
特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。
また、検定申請者に対して業務についての

とを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。

(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を必要に応じて行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

ア 検定及び表示
特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請のあった日から20営業日以内に処理する。
また、検定申請者に対して業務についての

(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のため、12カ所について、給与飼料の流通経路、肉骨粉等の交差汚染の可能性等の検査を実施した。

(イ) 業者からの申請に応じ製造基準適合確認検査を15件実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。

(ウ) 飼料を輸出する業者からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を9件実施した。

(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

ア 検定及び表示
特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、628件を適正に実施した(この件数は昨年度の523件を100件以上上回る実績である)。さらに、申請のあった日から20営業日以内に全ての検定を処理した。
また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施した。

<p>の改善を行う。</p>	<p>アンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>アンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	
<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 特定添加物の確認試験に関する技術的内容を調査し、その結果をとりまとめた。</p>
<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、全ての登録検定機関(3機関)に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を延べ6機関の12事業所に対して実施した。</p>
<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者の登録等の申請に</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者(外国特定飼料等</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者(外国特定飼料等</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。</p>

係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

(ア) 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合においては、製造・品質管理の

製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

(ア) 規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。特にHACCPによる飼料等の製造・品質管理の高度化に資するため、飼料工場におけ

製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

(ア) 規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。

(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、必要に応じて飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合において

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査
規格設定飼料製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査
・牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、飼料等を製造する事業場に対して、肉骨粉等の交差汚染防止に係る製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。
・製造にあたり事前に農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する全ての事業場について、製造・品質管理状況を確認した。
特に牛のせき柱及び死亡牛を飼料の原料から排除するため、動物性油脂の製造工程について農林水産大臣による確認制度が新たに導入されたことから、飼料用動物性油脂の製造事業場77箇所の製造・品質管理状況を確認した。
・収去品の試験の結果、違反となった10事業所について製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導を行った。

方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。

る飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行うとともに、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、平成13年度に、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、サルモネラの簡易試験法の開発を行う。
また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあつては、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。

は、必要に応じて製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。

(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務
ア 研修及び指導等
(ア)飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。
(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務
ア 研修及び指導等
(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。
(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務
ア 研修及び指導等
(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年間10回以上実施するとともに、必要に応じて飼料製造管理者資格取得講習会を実施する。
(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を派遣する。

(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務
ア 研修及び指導等
(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修23回(受講者数1,137名)、試験技術等の研修19回(受講者数117名)の計42回実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、77名)を実施した。
(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(23回)へ講師を延べ29名派遣した。

<p>遣する。 (ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ23回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。 また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図った。</p>
<p>イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請による研修の受入れは、ベトナム及び中国から短期研修者2名を受入れ、飼料中の微量成分及びアフラトキシンの定量方法の研修を実施するとともに、ベトナム、中国及び台湾からの研修者合計10名の見学を受入れた。 なお、海外への職員の派遣は、JICA等からの要請がなく、行わなかった。</p>
<p>ウ 飼料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、飼料の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、飼料の製造業者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>ウ 飼料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲載内容等の充実を図ることにより、飼料の安全性に関する情報を積極的に提供する。 (イ) 消費者、飼料の製造業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>ウ 飼料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲載内容等の充実を図ることにより、飼料の安全性に関する情報を積極的に提供する。 (イ) 消費者、飼料の製造業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>ウ 飼料に関する情報提供等 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、次のような対応を行った。 (ア) については、輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果、農林水産大臣の確認を受けた動物由来たん白質の製造事業場一覧表、農林水産省から発出された飼料に関する通知等をホームページに掲載した。また、関係法令の改正等に伴い掲載内容を随時更新した。 (イ) については、消費者及び飼料等関係業者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は1,641件であった。</p>
<p>(6) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第57条に規定する立入検査は、665件実施</p>

る法律の規定による立入検査、質問及び収去

ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

び収去

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図ることにより、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

び収去

飼料安全法第57条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。
ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

するとともに農林水産大臣の指示に基づき適切に実施した。

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30営業日以内に農林水産大臣に報告した(表12参照)。

表12 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数 (単位: 営業日)

16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月
23	20	19	14	20	20
16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月
28	23	28	20	26	29

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、め、処理期間内に終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を収去した日から20営業日と定め、処理期間内に試験が終了するように努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験が終了すに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験を終了するよう努め、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20営業日以内に農林水産大臣に報告した(表13参照)。また、試験は全て標準処理期間(20営業日)内に終了した(表14参照)。

表13 収去品の試験結果について分析終了から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数 (単位: 営業日)

16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月
17	16	17	14	13	18
16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月
20	18	20	18	19	19

表14 試験に要した最長日数 (単位: 営業日)

16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月
--------	--------	--------	--------	--------	--------

15	16	18	15	18	15
16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月
20	18	14	14	18	14

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係る各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するための責任体制の明確化及び手順書の作成を進める。

3 土壤改良資材関係業務
 (1) 土壤改良資材の検査
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係るGLP、ISO等の各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するため中期目標期間中に以下の体制を整備する。

- (ア) 試験実施部門責任者、信頼性保証部門責任者及び試料保管部門責任者の設置
- (イ) 試験の実施、主要な機器の保守管理等に関する標準操作手順書の作成

3 土壤改良資材関係業務
 (1) 土壤改良資材の検査
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係るGLP、ISO等の各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するため以下の体制を整備する。

- 試験実施部門責任者、信頼性保証部門責任者及び試料保管責任者の設置
- 試験の実施、機器の保守管理等に関する標準操作手順書の作成

3 土壤改良資材関係業務
 (1) 土壤改良資材の検査
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品

ウ 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明等のため緊急に実施する立入検査について、12件を指示に基づき迅速かつ適切に対応した。

エ 試験結果の信頼性を確保する観点から、OECD-GLP、食品GLP、ISO-17025の制度について技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討した。
 これらを踏まえ、本部及び各事務所に運営管理者、試験責任者、試・資料保管責任者を設置し、試験実施に係る標準操作手順書、機器の保守・管理に係る標準操作手順書を作成した。

3 土壤改良資材関係業務
 (1) 土壤改良資材の検査
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施した。

<p>質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>(イ) 集取品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を行い、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。</p>
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて定めた標準処理期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 試験の依頼実績はなかった。</p>
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、必</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 要請がなく、研修は実施しなかった。</p>

又は講義の内容の改善を図る。	修又は講義の内容の改善を図る。	要に応じ、研修又は講義の内容の改善を図る。																									
イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。	イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。	イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。	イ 国際協力 要請がなく、国際協力は実施しなかった。																								
ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。	ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。	ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。	ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談件数は152件あり、いずれについても適切な対応を行った。																								
(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、当該立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ60営業日以内に報告する。	(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、立入検査を集中的に実施し、集取品を集中して試験することにより、試験の迅速化を図る。	(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、集中して試験を実施することにより、試験の迅速化を図る。	(3) 地力増進法の規定による立入検査 ア 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。 ウ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ60営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表15のとおりである。 表15 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数 (単位：営業日) <table border="1" data-bbox="1288 1169 2074 1385"> <tr> <td>16年 4月</td> <td>16年 5月</td> <td>16年 6月</td> <td>16年 7月</td> <td>16年 8月</td> <td>16年 9月</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>16年10月</td> <td>16年11月</td> <td>16年12月</td> <td>17年 1月</td> <td>17年 2月</td> <td>17年 3月</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>53</td> <td>54</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> (「-」と記載した月は立入検査を実施していない。)	16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月	-	-	-	55	54	55	16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月	48	53	54	-	-	-
16年 4月	16年 5月	16年 6月	16年 7月	16年 8月	16年 9月																						
-	-	-	55	54	55																						
16年10月	16年11月	16年12月	17年 1月	17年 2月	17年 3月																						
48	53	54	-	-	-																						
4 遺伝子組換え生物等の	4 遺伝子組換え生物等の	4 遺伝子組換え生物等の	4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確																								

<p>使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 また、その結果については、農林水産大臣に速やかに報告する。</p>	<p>使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 また、その結果については、農林水産大臣に速やかに報告する。</p>	<p>保に関する法律関係業務 農林水産大臣からの指示がなく、本業務は実施しなかった。</p>
			<p>中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農水産省からの指示・要請に基づく業務（別紙のとおり）</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 5年間の総予算 10,646百万円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 16年度の総予算 2,571百万円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 16年度収入決算額 2,604百万円 飼料検定収入等の計画を上回る収入が生じたことにより、収入予算に対し33百万円の収入増となった。 16年度支出決算額 2,406百万円 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し165百万円の支出減となった。 なお、平成14年度に実施した肥飼料検査所福岡事務所建て替え工事に伴う無利子借入金635百万円は、施設整備資金貸付金償還時補助金により全額償還した。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入は生じなかった。</p>

	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>無利子借入金償還により臨時収益が生じたこと等により当期利益額45百万円が生じ、前期繰越欠損金16百万円を差し引いた結果、積立金29百万円を計上した。</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画</p>
	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>5年間の施設整備費補助金</p> <p>162百万円</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>16年度施設整備費補助金</p> <p>26,797千円</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>16年度施設整備費補助金決算額 27百万円</p> <p>肥飼料検査所名古屋事務所実験室改修工事を計画に従い実施した。</p>
	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄物由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p> <p>イ 食品の安全性の確保のための肥料、飼料等のリスク管理の強化・拡充への対応を図る。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の107%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合には、9</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>新たな課題へ対応するため、今後における人員の適正な配置について検討する。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を年度当初の99%とする。</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>肥料及び飼料の安全性に関する監視体制の強化等の新たな課題に対応するための人員配置について検討し、必要な人員を確保するための予算・定員要求を行った。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>ア 年度末常勤職員数148人(欠員1人)</p> <p>イ 人件費決算 1,032百万円</p>

9%)とする。

(参考)
期初の常勤職員数
139人
期末の常勤職員数の見
込み
149人
(うち(1)のイによ
る平成15年度の増
員は、12人)

人件費総額見込み
5,593百万円

(3) その他、人材の確保、
人材の養成などについて
の計画
人事院主催の国家公務
員採用試験合格者名簿か
ら、職員を任用するとと
もに、国等が行う研修へ
の職員の参加、国の機関
等との人事交流により、
職員の資質の向上を図
る。

(参考)
年度当初の常勤職員数
150人
年度末の常勤職員数
149人

人件費総額見込み
1,074百万円

(3) その他、人材の確保、
人材の養成などについて
の計画
人事院主催の国家公務
員採用試験合格者名簿か
ら、職員を任用するとと
もに、国等が行う研修へ
の職員の参加、国の機関
等との人事交流により、
職員の資質の向上を図
る。

(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画

ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿等から、7人
(うち女性3)採用

イ 農林水産省等他機関との人事交流実施(総数:転出20人、
転入19人)

ウ 研修等への参加47人(内訳:一般研修22人、技術研修
25人)

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

農林水産省からの指示・要請に基づく業務	事業年度報告
<p>1 分析関係業務</p> <p>(1) 輸入とうもろこし等のカビ毒の汚染実態調査を行う。</p> <p>(2) リン酸カルシウム中のひ素の含有実態調査を行う。</p> <p>(3) 輸入ホエーパウダー中のクロラムフェニコール含有実態調査を行う。</p> <p>(4) 燃料用アルコール副産物のとうもろこしジスチラズグレインソリュブルのかび毒汚染実態調査を行う。</p> <p>(5) パプリカを原料とする飼料中のアフラトキシン汚染実態調査を行った。</p> <p>(6) VREを疑う菌株のVRE同定試験を行った。</p> <p>(7) 焼成汚泥肥料に含まれるカドミウムの水稲(玄米)への移行量に関する栽培試験を行う。</p> <p>(8) たい肥等肥料中の塩素系残留農薬の分析方法の検討及び含有実態調査を行う。</p>	<p>(1) タイ国におけるペットフードに起因するペットの事故原因として、とうもろこし等のカビ毒汚染が疑われる事例があったことから、とうもろこし及びペットフードのカビ毒汚染実態調査の要請があり、これらのカビ毒を分析し報告した。</p> <p>(2) 欧州においてリン酸カルシウム中のひ素が高濃度に検出されたことから、リン酸カルシウム中のひ素の含有実態調査の要請があり、国産及び輸入品について分析し報告した。</p> <p>(3) 欧州においてフランス産ホエーパウダー中にクロラムフェニコールが検出され問題となったことから、輸入の同国産ホエーパウダーについて同抗生物質の含有実態調査の要請があり、これらの分析を行い報告した。</p> <p>(4) 新たに栄養価の設定された燃料用アルコール副産物のとうもろこしジスチラズグレインソリュブルについて、カビ毒汚染実態調査の要請があり、これらを分析し報告した。</p> <p>(5) 欧州においてパプリカからアフラトキシンが検出され問題になったことから、パプリカを含む飼料中のアフラトキシン汚染実態の調査要請があり、これらを分析し報告した。</p> <p>(6) VREを疑う菌株について、VREであるかの同定試験の依頼があり、これらの試験を行い報告した。</p> <p>(7) 焼成汚泥肥料3点について水稲を用いて、栽培試験を行い、玄米へのカドミウム吸収試験を実施した。</p> <p>(8) たい肥等肥料中の塩素系残留農薬の分析方法の開発をするとともに含有実態調査を行った。</p>
<p>2 調査研究</p>	<p>該当なし</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 組換えDNA技術応用飼料申請に係る提出資料等の事前確認を行う。</p> <p>(2) アイルランド産めん羊残渣の飼料原料使用状況調査</p>	<p>(1) 農業資材審議会組換え体委員会に提出された組換えDNA技術応用飼料申請関係資料等の内容確認の要請があり、これに応じて関係資料等の確認を行い報告した。(3回)</p> <p>(2) 家伝法により輸入が禁止されているアイルランド産めん羊が誤って輸入され、その残渣の飼料原料としての使用状況調査の要請があり、関係飼料工場の調査を行い報告した。</p>